

第1章 排水設備の概要

1 総説

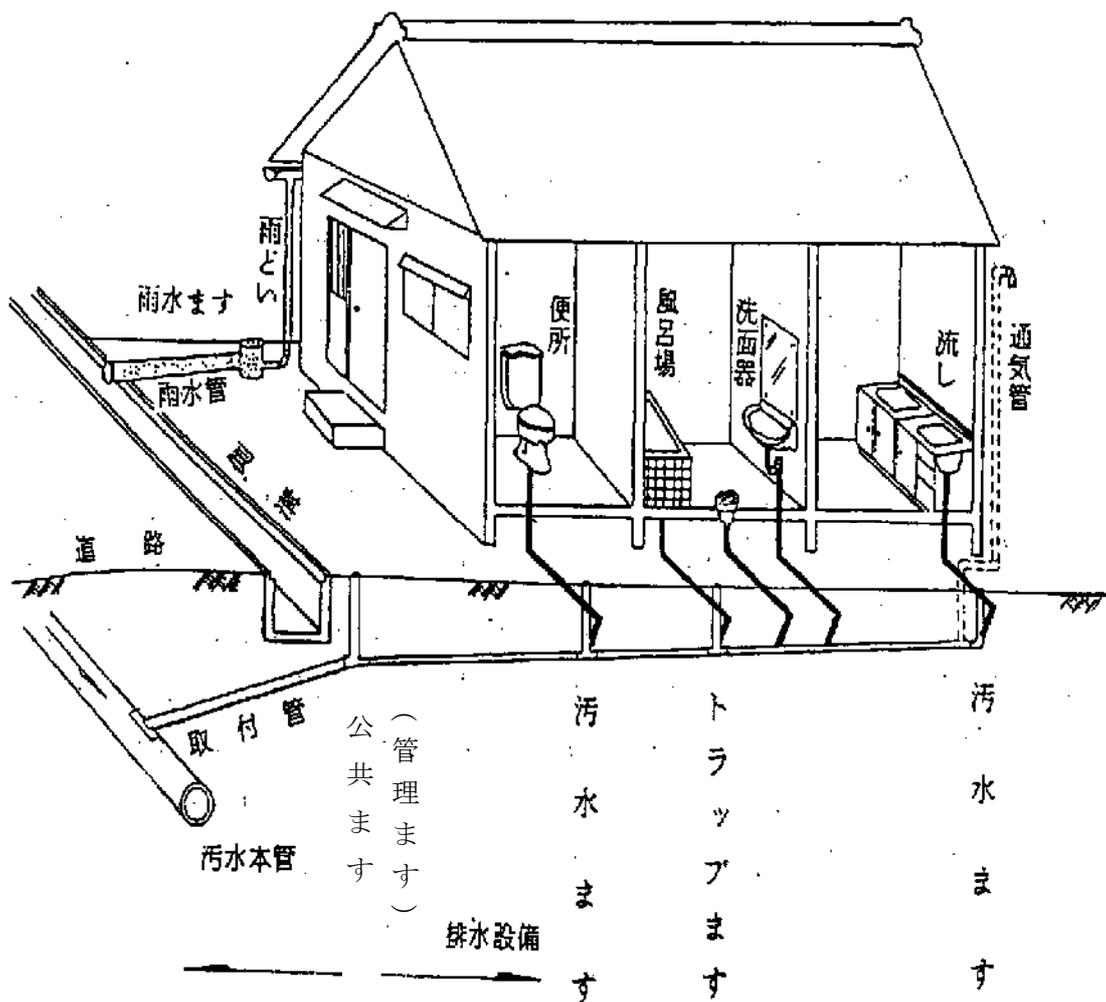
- (1) 排水設備について、設置・構造及び技術上の基準は本排水設備工事の手引、建築基準法等の関係法令のほか下水道法（以下「法」という。）を準用するものとする。
なお、排水設備の設置・構造については法第10条第3項に、その技術上の基準は法施工令第8条で規定されている。
- (2) 本市の排水方式は、雨水と汚水を別にして、それぞれの排除すべき施設に直結する分流式である。
- (3) 排水設備とは、市の管理する排水処理施設に汚水を排水させるため、これに直結して設けた排水管や汚水ますなどの施設のことで、一般的に家庭の台所・風呂・トイレなどの流し口から公共ます（管理ます）までのことである。
- (4) 公共下水道における除害施設は、排水設備に含む。

排水設備の確認範囲

排水設備は、法第10条において「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設」と想定しており、また薩摩川内市下水道条例では、「屋内の排水管、これに固着する洗面器並びに水洗便所のタンク及び便器等を含み、し尿浄化槽を除く。」としていますが、本市においては、条例第5条における、排水設備の計画確認を受ける範囲を原則として、その土地の下水又は建築物から屋外に排除された下水が最初に流入するます（以下「第1ます」という。）から公共ます（管理ます）までとしています。

2 工事の種類

- (1) 新設工事
新たに排水設備を設置する工事をいう。
- (2) 増設工事
既存の排水設備に更に排水設備を設置する工事をいう。
- (3) 改築工事
排水設備の原形を変える工事であって、改造、撤去又は位置変更の各工事を総称する工事をいう。
- (4) 撤去工事
排水設備を構成する管類及び器具類を取り除く工事をいう。通常は排水設備が不要となった場合、その排水設備の所有者から申込みを受けて行う工事をいう。



3 下水の種類

下水の種類は、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下水	汚水	生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因	屎尿を含んだ排水
			生活雑排水
			工場・事業場排水
	湧水		
雨水	自然現象に起因	降雨・雪解け水	

(1) 汚水

- (ア) 水洗便所からの排水
- (イ) 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- (ウ) 屋外洗濯等からの排水（周囲からの雨水の混入がないもの。）

- (エ) 冷却水
- (オ) ドレン排水
- (カ) 地下構造物からの湧水
- (キ) 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- (ク) その他雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、公共下水道管理者等との協議により雨水と同様の取扱いをする場合がある。特に(オ)ドレン排水については、潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水、家庭用燃料電池システムから発生するドレン排水に対する取扱いが国土交通省より公表されている。これらドレン排水については排出量が微量であること及び水質を一定に保つ機構を有し、その性能が担保されることが確認されていることから、各自治体が公共下水道の整備状況及び地域の公共用水域への影響等を勘案しつつ、ドレン排水を“雨水と同様の取扱い”とし、必ずしも汚水系統の排水設備へ排出する必要がないと取り扱う判断も可能としている。

- (2) 雨水
 - (ア) 雨水
 - (イ) 地下水（地表に流れ出てくる湧水）
 - (ウ) 雪解け水
 - (エ) その他の自然水

4 下水の排除方式

分流式の区域においては、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は処理施設の汚水管渠へ、雨水は雨水管渠又は水路等の雨水排水施設へ排除する。

従って、合流式管渠に比べて汚水管渠や処理施設の規模が小さいことなどから、排水設備の設計施工にあたっては、汚水管渠や汚水ますから雨水が流入しないように留意しなければならない。

5 排水設備の設置義務者

公共下水道では、供用開始の告示を行った区域内の建築物（排水をする建物に限る）所有者は、供用開始が告示された日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。

（法第11条の3）

その他の下水道区域においてもすみやかに（3年以内）排水設備を設置しなければならない。